

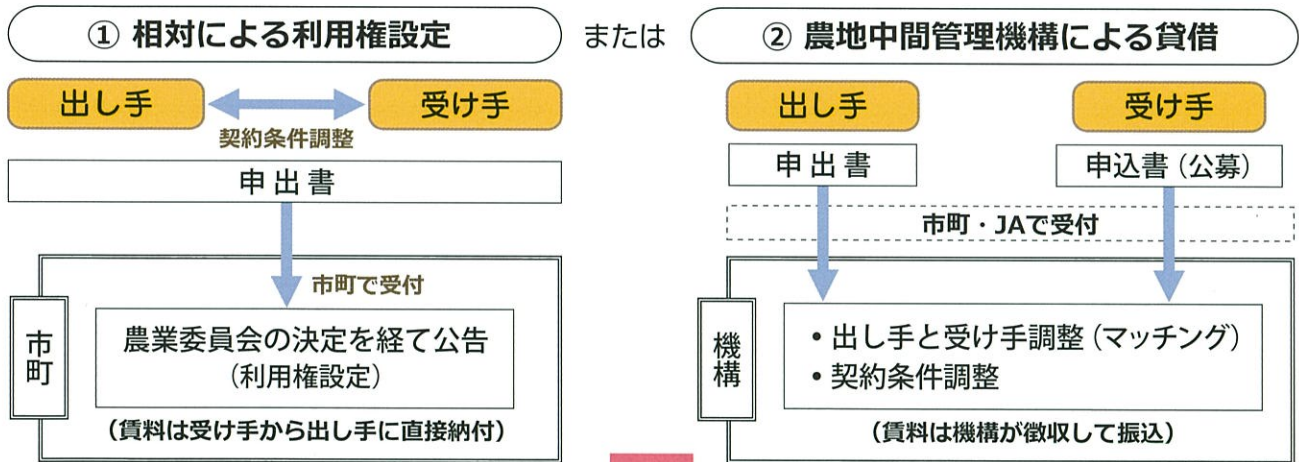
農地の貸借の仕組みが大きく変わります！

変更のポイント

- 市町による農用地利用集積計画に基づく出し手、受け手の相対による利用権設定の手続きが廃止されます（令和6年度までは経過措置があります）。
- 農地中間管理機構による出し手と受け手のマッチングは廃止されます。
- 農地一筆ごとに利用する農業者を記した「目標地図」を含む「地域計画」を市街化区域を除く全地域で作成します。農地中間管理機構では、この地域計画に基づいた農地貸借の手続きを行うこととなります。
- 農地貸借の申請は市町で受け付けますが、賃料の取扱事務は農地中間管理機構が行います。

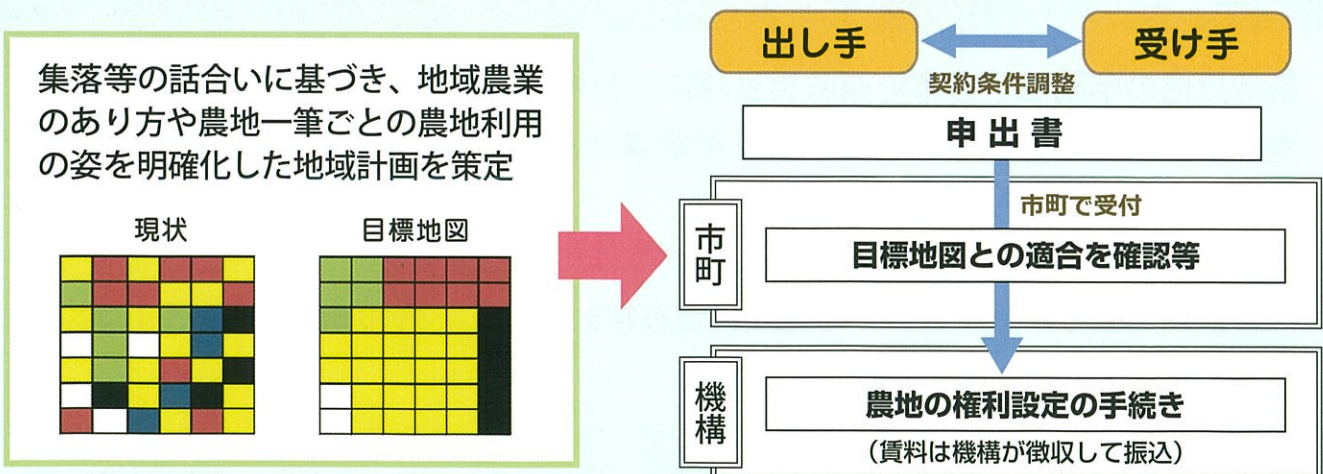
※詳しくは裏面をご覧ください。

現状の仕組み



令和5年4月からの仕組み

農地中間管理機構による貸借



農地貸借の仕組みの主な変更内容

《新たな仕組みとは？》

- ◆ 原則、地域計画の目標地図に基づいて、農地貸借の権利設定を行うこととなります。
- ◆ 農地の貸借を希望される場合は、出し手（農地の所有者）と受け手（目標地図に位置付けられた農業者）が契約期間や地代等の条件を調整いただいた上で、市町に申請します。
- ◆ 申請いただいた内容が地域計画と照らし合わせて問題ないと判断された場合、農地中間管理機構を通じた農地の貸借（権利設定）が行われます。

①「地域計画」ってなに？

- 地域での話し合いにより目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にする計画です。
- 従来の人・農地プランに目標地図が追加されるイメージです。
- 令和7年3月末までに作成することを求められています。

②「目標地図」ってなに？

- 農地一筆ごとに、今後利用する農業者を示した地図です。

《これまでの手続きはどうなるの？》

- ◆ 農地中間管理機構への貸付希望の申し出、借受希望の申し込み、および農地中間管理機構が実施してきた出し手と受け手のマッチング（農地の利用調整）は令和4年度をもって終了します。
- ◆ 農用地利用集積計画に基づく相対による利用権設定は廃止されますが、令和6年度までは新規および更新の契約が可能です（経過措置）。ただし、その農地がある地区において地域計画が作成された場合は、期間内であってもこの手続きはできなくなります。

申請の手続き方法

- ◆ 農地貸借の申請は、各市町農政担当課にて受け付けます。
- ◆ 受け手が決定していない場合、また契約条件が調整できていない場合は受付ができませんのでご注意ください。
- ◆ 申請が地域計画の目標地図と合致していることが必要です。
- ◆ 申請書類（添付書類等含む）の様式は現在検討中です。令和5年3月中旬にはお示しする予定です。

問い合わせ先

各市町農政担当課、農業委員会、県農業農村振興事務所農産普及課、
滋賀県農地中間管理機構（公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金）